

先にも心-さんか余秘を持て切りるの様に、又今は
 車を使用しての活動に、一軒いくらと云うごはし。
 車を使つての活動にもある程度の手当をつけて上げて
 戴さばと思ひます。

非常勤取である、これも重介護で腰痛でこれと云ふ、此場合
 初らかの保障のいふと、やめてしまう結果になります。

介護の終末を在宅で済ませたいと思つて居ります
 ので、どうも希望に燃えて資格をと、心-さんか

在宅福祉の現場に入つてきてくれませう様に。
 大きな力添えをよろしく願ひ致します。

かしこ。

元札幌市財団法人在宅福祉サービス協会勤務

白鳥邦子

介護報酬に関する意見(意見公募)

氏名 関根洋子
個人 利用者の家族

<意見内容>

私の母は平成12年2月より特別養護老人ホームに入所しています。

それまでは私が仕事を持っていましたので、デイサービス、一日6時間のヘルパー、3ヶ月ごとの老人保健施設で何とかやりくりしていました。月の負担額も在宅時で23万、老健入所時(個室)で約10万かかりました。

介護保険制度になると母は「介護度3」でしたから、上記のサービスを同様に受けると月額50万円程度になる計算になります。また介護度3の報酬の中では限度があり、今まで受けてきた通りのサービスは受けられなくなります。

幸い順番待ちで、介護保険制度実施2ヶ月前に特養ホームに入所出来、スタッフの暖かな介護のもと元気になり、入所出来たことを感謝しています。

そこで介護保険実施2年間の、特別養護老人ホームにおける介護保険報酬に関する矛盾点を述べたいと思います。

①入所者の入院時の施設への保証をして欲しい

高齢者なので突然の入院も多くなります。入院時にはその間施設への介護報酬はストップしてしまうと聞きました。それでは施設側もベットを空けて待っているのは経営が成り立たなくなります。入所者は退院しても帰る所が無くなり、安心して治療も受けられません。幸い母の施設では長い間待っていただいています、施設の善意で成り立っているのです。入院期間にも施設への報酬がストップしないような報酬制度にして欲しい。

②施設への介護報酬を全体的にレベルアップして欲しい

現在の介護報酬の中では、施設はギリギリの人数、ギリギリの施設運営を強いられているようです。入所者の残された人生を豊かに送れるよう、入所者人数に対しての職員数の基準などを見直し全体の報酬を上げるよう改善して欲しい。

③介護保険・介護報酬における利用料徴収の不公平

施設入所者の介護報酬における利用料は、一見公平に見えて大変不公平だと思います。月30万近くの年金がある人も、月3万6千円程度の国民年金の人も、同額の7万円程度の利用料です。施設入所者は福祉制度の時は収入に応じた利用料でしたから、介護保険制度になって多くの人が利用料が安くなっています。(私のところもそうです)

『収入に応じた利用料+個々の家族の事情を考慮』が本当の平等になるのかなと思います。

☆この度介護保険制度開始から2年間経過し、見直しがされると聞いて居ます。この間の社会の動きを見ておきますと、不景気ということでいろいろな予算が削られています。大切な福祉に関するものも例外ではありません。しかし介護保険制度は高齢者のよりよき介護を目指して、国民一人一人が負担しているのですから、現在よりシベルアップしなければ国民が負担した意味はないのです。ぜひよりよき見直しをして高齢者が豊かな人生を送れるよう改善をよろしくお願いいたします。

私はデイサービスの職員です。現在の介護報酬では要支援が400単位、要介護1と2が473単位、要介護3と4と5が660単位です。(併設通所介護476人)

デイサービスでは入浴を^{生活}目的として通われている方が8割もいらっしゃいます。ついでにはできるだけゆとりゆたかに自分のペースで入浴して頂いていますが、やはりその介助は大変です。一人で8人〜10人もお風呂に入れなければならない日もあります。要支援や要介護度の低い方では一度に二人〜三人を一人のスタッフが入れることができますが、介護度の高い方は最初から最後までマンツーマンで入れ時間も一時間以上かかってしまうこともあります。その反対に一時間で要介護度が低い方は四〜五人を入れられます。どうするとだいたい経営が苦しいデイサービスは採算を合わせるために介護度の低い方を受け入れざるを得なくなります。(要介護5 1人 ↓ 6666円 要支援5人 20200円)

現に山形市内で介護度の高い人はなるべく受け入れないという施設もあります。けれども本当に家族が大変に入浴させるのが難しい方は要介護度の高い方だと思っし、ついでに手を介助を必要とする方はるしちの方なのに、今の報酬の差では家族の大変を考えると受け入れているデイサービスこそが経営悪化をまめがれません。

もう少し報酬に差を付けざるを得ず、要介護3と4と5では^{状態に}差がありすぎることも指摘しておきたいです。要介護5で車椅子の人よりも要介護1が^{状態に}で(身体は健康なもので)報酬がありながら目を離せない介護が必要ながあることも考えてほしいです。今の判定方法では体圧センサーであれば低い認定とされがちです。しかし、しかりとした要介護5もあれば一日中一人の職員がつきまわりの要介護1もいるということもです。

また、今回職員(例えば看護婦がない日、ケアマネージャーがない日)が不足の場合は報酬が削減となること。このままではデイサービスは、上つぎにいく人、行かない人に別れた(利用者選抜してもいい)介護を行なっていました。けれど、介護保険導入後は行かない人を一人か二人の職員が介護する体制では基準に達しないため、削減になること。減額にならないためには^{利用者}全員に行き、職員も全員行かねばならないこと。

なぜ行きたくない人を連れて行かねばならないのでしょうか。施設を選ばなくなった。指図が選取へ変更には十分な上、この人に強制する介護はしたくありません。ところが、大好きな利用者には申し訳ありませんが一人でも行かない日は中止して頂す。

ほまは温泉につれて行なほび、買物につれて行なほび、イベントにむかえて行なほび、心願園に行なほび。利用者の方から色々な意見が出され、職員も実行してあげた。政府が一杯なのに、三割減の報酬がネックとなさいます。もう一度、利用者の主体性、自己決定を尊重した介護ができるようにしてほしいです。

高田友子

介護報酬に関する意見(意見公募)

高松孝子 ③ ホームヘルパー

京都福祉サービス協会

意見内容

訪問介護の3類(身体介護 複合型 家事援助)を廃止して一本化にしてほしい

ヘルパー活動をしていて何か一番むづかしいかと言えば家事援助です。介護はマニュアルがありそのとおりにしたら良いのですが、家事はその人の人生を受け入れる事であり人同様に一番大切な衣食住を担う事です。たとえばたいこを煮るにも、その人の切り方、味付けの仕方、家庭家庭で全部違います。掃除もその家のやり方があります。買物も利用者の思いとおりのものを買うのにおつかいです。そして高齢者がとうすれば在宅で健康な暮しができるかヘルパーの高度な技術が要求されます。これほど大変な仕事が介護より単価が低いのは納得がいきません。

それと家事で活動して、一時の事ですが、身体がどうしようもなくしんどいので病院へ点滴を打ちに連れていってほしいと頼まれたのですがそれは出来ませと断れらざうをえませんでした。そして失禁されても事務所の許可がいはいとまらいいにあげられたいのです。こんな事おかしいと思います。何の暮のヘルパーなのかと怒りがこみあげてきます。必要な時に必要な活動ができません。それは介護の種類を分けてしまた為です。人間は生身の生きもので、物ではありません。人を援助するのに介護も家事もないのです。

どうか、一本化にして仕事を下さい切にお願います。

介護と家事を同じ単価にして下さい。介護の単価を下げ、家事の単価を上げて下さい。

平成14年2月22日

介護報酬に関する意見(意見公募)

1. 住所氏名

竹田 照

(社)某ヶ老人をかくえる家族の会 会員、72才男
無職

2. 介護保険利用者の家族(夫)

3. 意見内容

訪問介護(ホームヘルパー)の介護報酬の単位が訪問看護等他の介護事業者の介護報酬単位と比較して、バランス的に低過ぎる。訪問介護の介護報酬の是正(引上げの方向で)を要望する。

特に老老介護の在宅介護で、介護度5の全介助でもあれば、ホームヘルパーは救いの神である。ヘルパーを又しては在宅介護は成り立たない。また、仕事に見合った報酬があれば良いヘルパーも集まらず、訪問介護事業者自体も成り立たない。これでは介護保険制度の根幹をも揺るがすことになる。

かつて、訪問看護、訪問介護、通所介護等の諸介護サービスの支援を受け、全介助を要する介護度5のアルツハイマー病・パーキンソン症の妻を最後まで在宅介護し、看取り終えた介護者たち夫婦として、特に訪問介護の介護報酬が、他の介護事業者のそれと比較して格段に低いことが、当初から気懸りとなっていたのである。是非とも改善を要望する。

介護報酬に関する意見

有限会社敬愛ハート 介護支援専門員 竹村陽子

居宅介護支援事業を行う目的で平成14年1月法人設立、平成14年4月より事業開始予定。

- ① 指針のとおり、まじめに取り組むケアマネジャーにとっては、安価すぎる。
- ② 適切な居宅介護支援を行える、職場環境（専任）と、指定を受ける上で最低限必要な人員の報酬及び必要経費を賄うためには、管理者兼事務員1名・専任ケアマネジャーの場合、管理者兼ケアマネジャー1名事務員1名の場合どちらにしても1ヶ月に最低70万円から80万円程度の経費が必要である。
- ③ ケアマネジャーが法人の方針にとらわれず、公正中立に居宅介護支援業務を遂行するためには、ケアマネジャーが個人個人の収益で居宅介護支援事業を回せるようにしていただきたい。
- ④ 法人は自社のサービスを使わせるために、居宅介護支援の指定を受けているように感じる。しかし、現在の介護報酬では、居宅介護支援は採算ベースに乗らぬため、それなりの資格と経験を持ちながらも専任ケアマネジャーの報酬は低く、居宅介護支援業務を行った上、他業務と兼任を余儀なくされており、労働条件は非常に悪い。ケアマネジャー自身は、まじめに業務に取り組みたい想いで、資格を取得したのに、業務量の多さや法人との考え方の違い等で、前職に戻る方、退職する方が後をたたない。一方、兼任を余儀なくされ自身の負担が増えるのを目の当たりにした受験資格取得者は、受験を控える傾向にある。このままでは、ケアマネジャーの入れ替わりが相次ぎ、いつになってもベテランが育たないのではないか？
- ⑤ しかしながら、某市の介護保険実態調査員として携わり、更新の時だけ訪問し、提供票の送付と請求業務のみを行っている（兼任であったり、業務の多さからそこまでしかなれない）ケアマネジャーが多くいることを知った。これらのケアマネジャーに対しては現状の介護報酬でも多すぎると感じている。
- ⑥ 法人に縛られ、業務内容に対する適正報酬を得られない居宅介護支援業務に納得できず、今年度、単独の居宅介護支援事業所を開設する予定である。いくら働いても、まじめに取り組んでも、当分お給料は無しです。設立経費を埋めるためのボランティアにならざるを得ない。
- ⑦ どうか、まじめに取り組むケアマネジャーが適正な業務量と報酬を得られるように、法人が思慮できる介護報酬の制定をお願い致します。

介護報酬に関する（意見公募）

〈個人〉

3. 介護事業サービス関係者（契約ホームヘルパー）

田崎 豊子

意見。

現行の、おおまかな業務内容に伴う、報酬区分は、現場での

さまざまに援助内容と、そぐわない。家事援助と称される

援助は、低料金すぎる。ホームヘルパーの現場を知っている人は

理解してもらえらるだろうが、介護認定を受けられて、利用され

ている方に対する援助であるから、家事のみをやってくれば良い

ことは、ほとんどなく、利用者の体調、環境、訃言、葬、全体に対

する気配りなど、援助には精神性、専門性を要求される。

区分も細分化せず、一本化して、一時当たり三百点くらいほしい

老老介護者に介護保険料も免除を

介護保険が発効して1ヶ月で死去した九十歳の母を
満3年の支給所得にのみする

これを始めた五ヶ所の明治生保の母の希望に
よき私の支援をして自分の負担を減らした。

私は支援をしてながら大きな川にいて自分の
事を考える時、行政面からの家庭介護の評
価をみるから、自分の介護保険料は押はさないと
思った。

介護保険以前は、家族が持つことに異なると
賒、たまに任意積も増してはるから介護保険、
医療関係、組織のあるところは国移り湯水のように使
たから個人家族の個の面が持つ計り難い労力と
費用の部分に欠落があります。この時代を押しつ
た水場の一ふたが。

これからも増えると思ふ老老介護者のために介
護保険料免除を提案したところ。

山本 玲子

発信者 氏名 種子佳邦(絵師)

用件 「介護報酬見直しに伴う意見具申」の件

拝啓

平素は格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。さて、標記の件についてですが、この度、介護報酬に関する事業者団体ヒアリング及び意見公募を実施することを知りました。介護報酬の見直しに当たって、個人として、以下に示すように意見を申し述べたいと思いますので、何卒ご配慮の程お願い申し上げます。 敬具

私は現在、東京都内の高齢者在宅サービスセンターで生活相談員の仕事をしております。私が所属する高齢者在宅サービスセンターは、他の高齢者在宅サービスセンターと比べて、非常に厳しい経営を余儀なくされています。人員を大幅に減らしたり、デイ活動の中での入浴サービスを新たに開始したり、短期入所生活介護サービスを利用する方の送迎サービスを実施するなど、経営状況を改善するための自助努力をしています。にもかかわらず、状況は改善するどころかむしろ悪化の一途をたどっております。

自助努力をせずに経営状況が厳しいから何とかして欲しいというのでは、話にならないと思います。多くの高齢者在宅サービスセンターでは、自助努力を積極的に行なっています。にもかかわらず、赤字経営の状況が続いております。東京都のセンター部会やブロック会などで、他の高齢者在宅サービスセンターの生活相談員や施設長の方々からお話しを伺うと、「どこも赤字経営であり、自助努力だけでは限界である。現行の介護報酬体系を厚生労働省が抜本的に見直しをしない限り、この状況は改善しない」という訴えを耳にします。

しかし、現行の介護報酬体系を抜本的に見直しすべきであると批判だけしても問題は解決しないと思います。現状の制度に対して問題点があればそれを指摘し、実情に合ったより良い制度に改善していくために、一人一人が建設的な意見を具申することが求められていると思います。そこで私は、現場で実務に携わっているケアワーカーから意見を聞き、それをもとに、次頁に示す形で意見具申したいと思います。

<意見具申内容>

- ①私の勤務している事業所では、寝たきりの利用者の方を対象に、2～3時間の短時間デイを行なっております。私の勤務している地域では、短時間デイを行なっている事業所がないためにやむを得ず行なっていますが、運転手1名、ケアワーカー1名のペアで通常のデイ（4～6時間）以外の時間で送迎を行なっております。その結果、通常のデイよりも約3倍のコストがかかっており、経営的には大幅な損失となっております。にもかかわらず、それに対する補填がなされておらず納得がいきません。ぜひご検討をお願い申し上げます。
- ②現状では、送迎時間に関しては、実際のサービス時間の中に入れておりません。しかし、送迎時間中も利用者の方々の安全に注意を払っており、人手やコストがかかります。この点を踏まえて、送迎時間についても実際のサービス時間の中に入れて頂きたいと思っております。
- ③同一の利用者を送迎するのに、通所介護の場合は片道44単位、短期入所生活介護の場合は片道184単位となっております。格差が大きいのと思っております。通所介護における片道の送迎単位数を44単位から100単位に上げて頂きたくご検討をお願い致します。
- ④自力歩行、車椅子利用、ステレッチャー利用など利用形態を考慮しないで、片道の送迎が一律44単位である事に対しては納得できませんので、見直しをお願いします。
- ⑤特別入浴介助加算は現在60単位であり、主に中間浴の方や寝たまま入る機械浴の方が対象になります。中間浴、機械浴を利用されている方の場合、ケアワーカー2名の他に状況に応じて、バイタルチェックを行なうために看護婦1名が必要になります。その結果コストや時間がかかり、現行の60単位では賄いきれないのが実情であります。せめて100単位にまで引き上げて頂きたいと思っております。
- ⑥今回、介護報酬の見直しに当たり、事業者団体ヒアリング及び意見公募を実施したことについては、積極的に評価したいと思います。今後は介護報酬の見直しを含め、介護保険制度全般に関わる意見、要望、提案を行なう機会をさらに増やして頂きたいと思っております。利用者、家族、現場実践者からの意見や要望を謙虚に聞き、実情に合ったより良い制度に改善していただきたいと思います。